

# 化審法施行令改正



「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)施行令」改正内容が平成 17 年 3 月 29 日開催の閣議で閣議決定され、17 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

今回の改正内容は「2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ジコホルまたはケルセン)」と「ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン(別名:六塩化ブタジエン)」の 2 物質を化審法の第一種特定化学物質に追加指定するものです。

化審法では、(1)難分解性、(2)高濃縮性、(3)人に対する長期毒性または高次補食動物への生態毒性の 3 種の有害性をあわせ持つ物質を第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入の原則禁止、使用用途制限などの規制を行っています。

これまでに第一種特定化学物質に指定されている PCB や DDT は、16 年 4 月から施行された改正化審法以前に指定された物質であり、指定時に生態毒性評価を行っていないが、今回の 2 物質は改正化審法に基づき、鳥類の繁殖に及ぼす影響など生態毒性評価も行っています。

資料:2005 年 3 月 28 日付 EIC ネット

機器分析箇所 関 善行

事業内容

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

